

令和6年4月第174回定例 農業委員会総会議事録

令和6年4月10日(水)
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第685号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題686号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第687号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第688号 農用地利用集積等促進事業(案)について

報告第420号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第421号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第422号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和6年4月第174回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

昨日の春の嵐から一転、良い天気の中の総会でございます。また、昨日は市内一円の小・中学校の入学式ということで、いよいよ新年度がスタートしました。農業委員会におきましても、新年度、第一回目の総会ということですが、顔触れは変わらず、また事務局においてもメンバーは変わらずということで、この一年間どうぞよろしく申し上げます。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員21名、欠席の届出3名（7番 ●●●●委員、3番 ●●●●委員、11番 ●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、4月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和6年4月第174回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

6番 ●●●●委員

8番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろ

しくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第685号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明

を求めます。

事務局

議第685号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年4月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,428㎡、世帯の経営面積、渡人28.3アール、受人19アールで今回の申請面積を合わせますと43.2アールとなります。渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、契約内容は親子間の売買、譲渡理由につきましては、規模縮小、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号2、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積274㎡、世帯の経営面積、渡人74.1アール、受人0アールで今回の申請面積2.7アールとなります。渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、規模縮小、相手方の要望、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用ということで、受人は経営面積が0アールですが、竜王町でナシ、丹波黒、さつまいもなど10年ほど耕作されている方でございます。

番号3、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積4,114㎡、同じく浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,011㎡、同じく浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,006㎡、世帯の経営面積、渡人132.9アール、受人87.6アールで今回の申請面積を合わせますと188.9アールとなります。渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、受人につきましては、船木町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、規模拡大で申請地南側の所有農地と一体的に利用されます。

番号4から6の案件でございますが、こちらにつきましては、

先月の総会で詳細な復元計画が必要ということから保留となった案件でございます。別添のカラー刷りの復元計画をご覧ください。航空写真と工程表が載っているものになります。1ページ目ですが、キクラゲ栽培の農地でございます。こちらAからHのエリアに区切りまして、それぞれの工程をいつまでに行うかが裏面に記載されたものを提出いただいております。次に3ページ目ですが、こちらにつきましては、新たに農地を取得されます番号6の農地でございます。現状は違反転用ということで、農地パトロールの対象となっておりますが、AとBのエリアに分けて、それぞれ裏面の工程通りに農地に復元される計画書を頂いております。これらの計画の進捗管理につきましては、6カ月ごとに復元状況の報告を頂きまして、農地部会で確認を行います。また必要に応じて、会長、農地部会委員長、副委員長、事務局で、現地において●●氏から聞き取りを行う予定をしております。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件に照らし許可するものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

番号5の案件ですが、現況、水田となっておりますが、現地を見ますと嵩上げをされています。これは畑として利用されるのか、現状復帰して水田として利用されるのか。

事務局

島町の農地につきましては、ユズ、桃、栗を作付けするという事で申請されています。形状変更届は提出されていません。現地を確認させていただいて、畑として使用されるにあたり、嵩上げをされるようであれば畑届の指導させていただきます。

議 長

他に質問や意見はございませんか。

委員

(特になしの声)

議長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 685 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、
許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ござい
ませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議長

それでは次に、議第 686 号、農地法第4条第1項の規定に
よる申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 687
号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をするこ
とについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第686号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、
許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の
決定を求める。令和6年4月10日提出、近江八幡市農業委員会
会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、武佐町●●番●、登記地目、畑、現況
地目、宅地、申請面積142㎡、同じく武佐町●●番●、登記地目、
畑、現況地目、宅地、申請面積1,147㎡、申請人につきましては、
静岡県藤枝市藤枝●丁目●●番●号、●●●●、申請地は、武佐
町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますこ
とから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、
露天資材置場及び露天駐車場で、現地は既に造成され、露天資材
置場及び露天駐車場として利用されています。今回申請人が土地
の整理を行ったところ、当該地が転用できていないことが判明し
たために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立
地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第687号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年4月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町香庄●●番、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積145㎡、渡人につきましては、安土町香庄●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町香庄●●番地、●●●●、申請地は、安土町香庄の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場、申請地北側の受人の駐車場として利用する予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、小田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積238㎡、渡人につきましては、小田町●●番地、●●●●、外2名、受人につきましては、小田町●●番地●、●●●●、申請地は、小田町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露天資材置場及び貸露天駐車場、受人は塗装・外構・リフォーム等を行う会社を営まれており、今回個人で農地を取得し、申請地西側にある自社に貸し出し露天資材置場及び露天駐車場として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、安養寺町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積90㎡、渡人につきましては、安養寺町●●番地、●●●●、同じく安養寺町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積480㎡、渡人につきましては、安養寺町●●番地、●●●●、以上2筆570㎡の受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は安養寺町の集落内の農地で、JR篠原駅から300m以内にある市街地化した区域にありますことから、農振白地の第3種農地と判断しました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露天資材置場で、申請地東側の資材置場を拡張するために申請されました。令和6

年3月8日に農振除外されており、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積958㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、宅地、現況地目、宅地、申請面積169㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、畑、現況地目、田、申請面積6.61㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地西側のスポーツ練習場の駐車場として利用される予定です。一部小屋が建っており、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積148㎡、渡人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、長光寺町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露天駐車場で、現地は既に造成されており、隣接駐車場と一体利用されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

議第686号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第687号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、2番 ●●●●委員、よろしくお願いたします。

委 員

去る、3月29日に、議第686号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第

687号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可を
することについて1番 ●●●●委員、5番 ●●●●委員と私、
及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題
ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

番号1～3の案件です。

隣接農地が無いことから、特に問題ないと考えます。

次に番号4・5の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題
ないと考えます。

第4条許可申請1件、第5条許可申請5件、計6件の案件につ
いて、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたし
ました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございません
か。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とする
ことにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に
議第688号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第688号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和6年4月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

今回は地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件46件でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。番号1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、権利の設定をする者、●●●●、野村町●●番地、権利の設定をする土地、野村町●●番、田、2,312㎡、設定する権利、賃借権、水田、令和6年6月1日から令和16年12月31日までの10年7カ月、借賃は10,000円、権利の設定を受ける者、●●●●、野村町●●番地でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員

番号31番以降の権利の設定を受ける者の名称は、農事組合法人●●●●となっておりますが、後ろに何かつくのでしょうか。

委員

農事組合法人●●●●です。

議長

他に質問や意見はございませんか。

質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第688号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、次に報告第 420 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 421 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 422 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第420号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年4月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、鷹飼町北●丁目●番●、田、1,018㎡、受理日及び受理番号、令和6年3月6日、409番、届出人、鷹飼町●●番地、●●●●、理由につきましては、宅地造成でございます。

番号2、土地の表示、土田町●●番、田、1,344㎡、受理日及び受理番号、令和6年3月21日、410番、届出人、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、残土置場でございます。

続きまして、報告第421号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年4月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、出町●●番●、田、858㎡、受理日及び受理番号、令和6年3月8日、518号、渡人につきましては、桜宮町●●、●●●●、外1名、受人につきましては、大津市におの浜●丁目●番●、●●●●号、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、資材置場、区分につきましては、売買でございます。

番号2、土地の表示、出町●●番1、田、214㎡、受理日及び受理番号、令和6年3月19日、519号、渡人につきましては、桜宮町●●、●●●●、外1名、受人につきましては、出町●●番地、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につき

ましては、売買でございます。

続きまして、報告第422号、その他の専決について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和6年4月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が7件、使用貸借契約解除が2件、合計9件でございました。

2、農地形状変更申出について、①馬淵町●●番、田、1,599㎡を畑届、届出人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、令和6年3月27日受理でございます。

3、自己の農業用施設（2アール未満）に供する農地転用の届出について、①大中町●●番●、田、80㎡を畜舎に係る休憩所に変更、届出人、安土町大中●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、令和6年3月22日、受理でございます。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第420号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第421号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第422号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。

これをもちまして第174回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後1時51分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員